

平成 17 年 2 月 4 日

各 位

会社名 富士通コンポーネント株式会社
代表者名 代表取締役社長 小野 統造
(コード番号 6719 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 望月 晴夫
(TEL 03-5449-7000)

優先株式の発行による資本増強策に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による優先株式の発行につきまして、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 第 2 回第 1 種優先株式の発行要項

- (1) 株式の種類 富士通コンポーネント株式会社第 2 回第 1 種優先株式
(以下「本優先株式」という。)
- (2) 発行新株式数 2,100 株
- (3) 発行価額 1 株につき 1,000,000 円
- (4) 発行価額の総額 2,100,000,000 円
- (5) 発行価額中資本に
組入れない金額 1 株につき 500,000 円
- (6) 資本組入の総額 1,050,000,000 円
- (7) 発行方法 第三者割当の方法により、本優先株式の全株式を野村證券
株式会社に割り当てる。
- (8) 申込期日 平成 17 年 2 月 21 日(月曜日)
- (9) 払込期日 平成 17 年 2 月 21 日(月曜日)
- (10) 発行日 平成 17 年 2 月 21 日(月曜日)
- (11) 配当起算日 平成 16 年 4 月 1 日(木曜日)
- (12) 優先配当金

(イ). 利益配当を行う場合の優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)または本優先株式の登録質権者(以下「本優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、本優先株式 1 株につき下記(ロ)に定める額の利益配当金(以下「本優先配当金」という。)を支払う。

(ロ). 利益配当を行う場合の優先配当金の額

本優先株式の発行価額(1,000,000 円)に、それぞれの営業年度ごとに下記の年率

(以下「優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。

優先配当年率 = 3月31日の日本円TIBOR(1年物)

優先配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率修正日は毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。「日本円TIBOR(1年物)」とは、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。日本円TIBOR(1年物)が公表されていない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円1年物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(1年物))として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(八) . 非累積条項

ある営業年度において、本優先株主または本優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が本優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(二) . 参加条項

普通株主または普通登録質権者に対して支払う利益配当金の額を20倍した金額が、本優先配当金を超える場合は、本優先株主および本優先登録質権者に対して、その超える金額を本優先配当金に加算して支払う。

(13) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録質権者に対して、普通株主または普通登録質権者に先立ち、1株につき1,000,000円(ただし、本優先株式について株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。本優先株主または本優先登録質権者に対して前記のほか、残余財産の分配は行わない。

(14) 買受けまたは消却

当社は、いつでも本優先株式を買受け、これを保有し、または株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

(15) 強制償還

当社は、法令に定める場合を除き、本優先株式の発行日以降いつでも、本優先株主または本優先登録質権者に対して償還日から30日以上45日以内の事前通知を行った上で、残存する本優先株式の全部または一部を、1株につき1,010,000円(ただし、本優先株式について株式の併合または分割その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、かかる事項が行われる直前の本優先株式の経済的価値を維持できる範囲で適切に調整された額とする。)で強制償還することができる。一部償還するときは、抽選その他の方法により行う。

(16) 議 決 権

本優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。

(17) 株式の併合または分割、新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、本優先株式について、株式の併合または分割を行わない。当社は、本優先株主に対しては、本優先株主の地位に基づいて新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(18) 普通株式への転換予約権

(1) . 転換請求期間

平成 17 年 2 月 22 日から平成 23 年 11 月 8 日まで

(2) . 転換の条件

本優先株式は、上記(1) . の期間中、1 株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ) . 当初転換価額 233,000 円

(ロ) . 転換価額の修正

平成 17 年 2 月 22 日から平成 23 年 11 月 8 日まで、毎月第 2 水曜日(以下「決定日という。」の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の 3 連続取引日(終値(気配表示を含む。)のない日を除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 3 連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の 90%に相当する金額(1,000 円未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、下記(ハ)

または で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本優先株式の発行要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後の転換価額が 93,000 円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記(ハ)による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が 302,000 円(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(ハ)による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(ハ) . 転換価額の調整

当社は、本優先株式の発行後、下記 に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により本優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整

後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記 (ii)に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって当会社の普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合(ただし、当会社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当会社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当会社の有する当会社の普通株式の移転(以下当会社の普通株式の発行または移転を「交付」という。)を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株の100分の1未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。端株が発生する場合には、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(iii) 下記 (ii)に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社は、上記 に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- (i) 株式の併合、資本の減少、商法第 373 条に定められた新設分割、商法第 374 条ノ 16 に定められた吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (i) 転換価額調整式を用いる計算については、1,000 円未満を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記 (ii)ただし書の場合には株主割当日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、1,000 円未満を切り捨てる。
- (iii) 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、または株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。上記 乃至 については、下限転換価額の調整についてこれを準用する。

(二) . 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき当会社普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たっては、1 株の 100 分の 1 未満を切り捨て、現金による調整は行わない。端株が発生する場合には、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(3) . 転換請求受付場所

UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

(4) . 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および本優先株式の株券が上記(3)に記載する転換請求受付場所に到着した時に発生する。ただし、本優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

(19) 普通株式への一斉転換

平成 23 年 11 月 8 日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成 23 年 11 月 9 日(以下「一斉転換日」という。)をもって、各本優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を、一斉転換日に先立つ 3 取引日(一斉転換日を含み、終値(気配表示を含む。)のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の 90%に相当する金額(1,000 円未満を切り捨てる。以下「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、強制転換価額が 93,000 円(下限転換価額)を下回るときは、各本優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式の数の算出に当たって 1 株の 100 分の 1 に満たない端数が生じたときは、商法第 220 条に定める方法によりこれを取扱う。

(20) 期中転換または一斉転換があった場合の取扱い

本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金については、4 月 1 日に転換があったものとみなして支払うものとする。

2. 今回の優先株式発行の背景

野村證券株式会社を割当先として発行しました当社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に際し、当該新株予約権付社債の新株予約権の行使が進まない場合には、残存する無担保転換社債型新株予約権付社債の額に相当する金額の優先株式を野村證券株式会社を割当先として発行する予定である旨公表しておりましたとおり、今回、未償還残高に相当する額の優先株式を発行するものであります。この優先株式発行により、連結債務超過の解消が図られ、上場維持のための適合審査が可能になるものと確信しております。

3. 資金使途

全額無担保転換社債型新株予約権付社債の償還資金に充当する予定であります。

4. 増資日程

平成 17 年 2 月 4 日	新株式発行取締役会決議
平成 17 年 2 月 5 日	新株発行決議公告
平成 17 年 2 月 7 日	臨時報告書提出
平成 17 年 2 月 21 日	払込期日
平成 17 年 2 月 21 日	資本金増加日

5 . 割当先の概要

割当予定先の氏名または名称		野村證券株式会社
割当株式数		2,100株
払込金額		金2,100,000,000円
割当予定 先の内容	住所	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
	代表者の氏名	執行役社長 古賀 信行
	資本の額	10,000百万円
	事業の内容	証券業
	大株主および持株 比率	野村ホールディングス株式会社 100%
当社との 関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：0株 当社が保有している割当予定先の株式の数：0株
	取引関係等	主幹事証券
	人的関係等	なし
当該株券の保有に関する事項について の取決めの内容		割当先は当社との間で、本優先株式を当社以外の第三者に譲 渡することはできない旨を約しております。

(注)資本の額および出資関係は、平成16年3月31日現在のものです。

以 上